

平成 17 年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成 17 年 5 月 12 日
茨城県総務部市町村課

1 予算の特徴

- ・ 62 団体のうち、暫定予算を編成した 6 団体（取手市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，利根町）を除く 56 団体が総合予算を編成している。
- ・ 平成 17 年度の県内市町村の予算規模は，799,749 百万円で，対前年度比 6.1%となっている。なお，昨年度は，平成 7 年度及び平成 8 年度に発行した減税補てん債の全額借換による一括償還が行われたが，その影響を控除すると，対前年度比 0.9%となる（総合予算編成団体のみ）。
- ・ 特徴点としては，
 - ・ 三位一体の改革による税源移譲（地方譲与税の増），地方交付税（臨時財政対策債を含む。）の抑制
 - ・ 財源不足に伴う投資的経費の節減
 - ・ 財源不足を補てんするための多額の基金取崩し等が掲げられる。
- ・ 減税補てん債借換分の影響を控除した実質的な予算規模が前年度に比して減少している団体は，37 団体（昨年度は 83 団体中 47 団体）となっている。

当初予算規模

（単位：百万円，%）

| 区 分 | 当 初 予 算 額 | | | | 地財計画 対前年度 増加率 |
|-------------|-----------|--|----------|---|---------------------|
| | 当初予算総額 | | 総合予算編成団体 | | |
| | 当初予算 | 対前年度 増加率 | 当初予算 | 対前年度 増加率 | |
| H 1 6 | 981,362 | 5.2 | 851,303 | 5.5 | - |
| 減税補てん債借換分除き | 929,527 | 0.4 | 806,937 | 0.1 | 1.8 |
| H 1 7 | 838,304 | 14.6 (減税補 てん債借 換分除き <u>9.8</u>) | 799,749 | 6.1 (減税補 てん債借 換分除き <u>0.9</u>) | 1.1 |

減税補てん債借換分とは，H 7・8 に借り入れた減税補てん債（用語の解説参照）が H 16 に全額借り換える制度となっていたため，H 16 の歳入歳出予算にその借換額（51,835 百万円）が計上されていたものである。

問合せ先
総務部市町村課財政係
堤谷 内線 2471

暫定・骨格予算編成団体

| | 暫定予算編成団体 | 骨格予算編成団体 |
|-----|-----------------------------|----------|
| H16 | 東海村，八郷町 | なし |
| H17 | 取手市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，利根町 | なし |

2 主な歳入（総合予算編成団体）

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税は，市町村民税の増加により1.1%の増となっている。 ・ 地方譲与税は，所得譲与税の大幅増（4,249億円 11,159億円）により30.1%の増となっている。 ・ 地方交付税は，三位一体の改革の影響により4.1%の減（地財計画では0.1%の増）となっている。なお，地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は8.7%の減（地財計画では4.5%）となっている。 ・ 地方債は，地方債計画における臨時財政対策債の抑制により12.2%の減（地財計画では13.3%）となっている。なお，合併特例事業債や地域再生事業債の増発等の影響により，臨時財政対策債以外の地方債は，2.8%の減（地財計画では9.2%）となっている。 ・ 繰入金は7.4%の減（昨年度は10.5%の増）となっているが，依然，基金を取り崩して財源不足に対応する状況が続いている。なお，全体の75%の42団体において基金取崩が増加している。 |
|---|

歳入の状況（減税借換除き）

（単位：百万円，%）

| | H16 予算額 | H17 | | | |
|-----------|------------|---------|-------|------|-------|
| | | 予算額 | 増減額 | 増減率 | 構成比 |
| 地方税 | 333,490 | 337,145 | 3,655 | 1.1 | 42.1 |
| 地方譲与税 | 17,580 | 22,885 | 5,305 | 30.1 | 2.9 |
| 各種交付金 | 36,012 | 33,434 | 2,578 | 7.2 | 4.2 |
| 地方特例交付金 | 10,257 | 11,041 | 784 | 7.6 | 1.4 |
| 地方交付税 | 117,956 | 113,142 | 4,814 | 4.1 | 14.1 |
| 分担金・負担金 | 11,339 | 11,850 | 511 | 4.5 | 1.5 |
| 使用料・手数料 | 19,398 | 19,317 | 81 | 0.4 | 2.4 |
| 国庫支出金 | 60,953 | 62,324 | 1,371 | 2.2 | 7.8 |
| 県支出金 | 33,841 | 36,937 | 3,096 | 9.1 | 4.6 |
| 繰入金 | 48,602 | 45,007 | 3,595 | 7.4 | 5.6 |
| 繰越金 | 10,016 | 9,633 | 383 | 3.8 | 1.2 |
| 地方債 | 80,675 | 70,794 | 9,881 | 12.2 | 8.9 |
| うち臨時財政対策債 | 37,502 | 28,838 | 8,664 | 23.1 | 3.6 |
| その他 | 26,818 | 26,240 | 578 | 2.2 | 3.3 |
| 合計 | 806,937 | 799,749 | 7,188 | 0.9 | 100.0 |

(参考)

(単位：百万円，%)

| | H 1 6 予算額 | H 1 7 | | | |
|-----------------|--------------|---------|--------|-----|------|
| | | 予算額 | 増減額 | 増減率 | 構成比 |
| 地方税 + 交付税 + 臨財債 | 488,948 | 479,125 | 9,823 | 2.0 | 59.9 |
| 交付税 + 臨財債 | 155,458 | 141,980 | 13,478 | 8.7 | 17.8 |
| 地方債（臨財債除き） | 43,173 | 41,957 | 1,217 | 2.8 | 5.2 |

臨時財政対策債（臨財債）とは，地方一般財源の不足に対処するために発行される特例地方債（赤字地方債）である。

地方税の状況

- ・ 市町村民税（2.4%の増）・・・企業の業績回復による法人税割の増（地財計画では5.1%の増）
- ・ 固定資産税（0.4%の増）・・・新築家屋の増等（地財計画では0.7%の増）

【地方税の内訳】

(単位：百万円，%)

| | H 1 6 予算額 | H 1 7 | | | | |
|-------------|--------------|---------|---------|-------|-------|------|
| | | 予算額 | 増減額 | 増減率 | 構成比 | |
| 普通 税 | 市町村民税 | 123,282 | 126,295 | 3,013 | 2.4 | 37.5 |
| | 個人均等割 | 2,297 | 2,879 | 582 | 25.3 | 0.9 |
| | 所得割 | 91,782 | 90,804 | 978 | 1.0 | 26.9 |
| | 法人均等割 | 7,585 | 7,734 | 149 | 2.0 | 2.3 |
| | 法人税割 | 21,618 | 24,878 | 3,260 | 15.1 | 7.4 |
| | 固定資産税 | 174,417 | 175,176 | 759 | 0.4 | 52.0 |
| | 純固定資産税 | 173,005 | 173,832 | 827 | 0.5 | 51.6 |
| | 土地 | 56,685 | 56,352 | 333 | 0.6 | 16.7 |
| | 家屋 | 76,988 | 79,471 | 2,483 | 3.2 | 23.6 |
| | 償却資産 | 39,332 | 38,009 | 1,323 | 3.4 | 1.3 |
| | 交付金・納付金 | 1,412 | 1,344 | 68 | 4.8 | 0.4 |
| | 軽自動車税 | 3,236 | 3,392 | 156 | 4.8 | 1.0 |
| | 市町村たばこ税 | 17,460 | 17,245 | 215 | 11.2 | 5.1 |
| | 鉱産税 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 特別土地保有税 | 112 | 18 | 94 | 83.9 | 0.0 |
| 小計 | 318,509 | 322,128 | 3,619 | 1.1 | 95.5 | |
| 目的 税 | 入湯税 | 424 | 417 | 7 | 1.6 | 0.1 |
| | 都市計画税 | 14,557 | 14,599 | 42 | 0.3 | 4.3 |
| | 小計 | 14,981 | 15,016 | 35 | 0.2 | 4.5 |
| 合計 | 333,490 | 337,144 | 3,654 | 1.1 | 100.0 | |
| (参考) 国保税(料) | 80,664 | 82,601 | 1,937 | 2.4 | - | |

3 主な歳出（総合予算編成団体）

- ・ 義務的経費は、社会保障関係経費である扶助費の増加により3.3%の増となっている。
 - ・ 投資的経費は、対前年度比で8.2%（地財計画では7.7%）の9年連続の減となっている。交付税等の減収に対応するため、実施事業を厳選せざるを得ない厳しい財政事情が窺える。なお、ピークである平成5年度（263,040百万円）に比べて、半分以下の水準になっている。
 - ・ 投資的経費のうち普通建設事業費については当該団体の財政事情により実施時期を延期したり、規模を縮小しており、対前年度比で減少した市町村は36団体と全体の64%（昨年度は83団体中41団体）となっている。
 - ・ その他の経費のうち、補助費等については、一部事務組合でのごみ処理施設整備事業等の完了に伴う建設負担金の減、市町村合併に伴う一部事務組合負担金の廃止等により、6.2%の減となっている。
- また、繰出金については、国民健康保険や介護保険、公営企業への特別会計への繰出が増加したことにより、1.0%の増となっている。

歳出の状況（減税借換除き）

（単位：百万円，%）

| | H16 予算額 | H17 | | | |
|-----------|------------|---------|--------|------|-------|
| | | 予算額 | 増減額 | 増減率 | 構成比 |
| 義務的経費 | 364,607 | 376,723 | 12,116 | 3.3 | 47.1 |
| 人件費 | 183,294 | 188,903 | 5,609 | 3.1 | 23.6 |
| 扶助費 | 81,824 | 88,912 | 7,088 | 8.7 | 11.1 |
| 公債費 | 99,489 | 98,908 | 581 | 0.6 | 12.4 |
| 投資的経費 | 112,238 | 103,033 | 9,205 | 8.2 | 12.9 |
| うち普通建設事業費 | 112,200 | 103,004 | 9,196 | 8.2 | 12.9 |
| 補助事業費 | 34,748 | 32,658 | 2,090 | 6.0 | 4.1 |
| 単独事業費 | 77,452 | 70,346 | 7,106 | 9.1 | 8.8 |
| その他の経費 | 330,092 | 319,993 | 10,099 | 3.1 | 40.0 |
| うち物件費 | 125,227 | 123,052 | 2,175 | 1.7 | 15.4 |
| うち補助費等 | 91,783 | 86,137 | 5,646 | 6.2 | 10.8 |
| うち積立金 | 4,762 | 3,523 | 1,239 | 26.0 | 0.4 |
| うち繰出金 | 87,052 | 87,952 | 900 | 1.0 | 11.0 |
| 合 計 | 806,937 | 799,749 | 7,188 | 0.9 | 100.0 |

4 基金の状況（総合予算編成団体）

- ・ 基金残高合計は、127,718百万円と前年度（平成16年度）末残高（見込み）から36,891百万円の減（22.4%）となっている。
- ・ 財政調整基金は51団体（全体の91.7%）が減少。
- ・ 減債基金は42団体（全体の75.0%）が減少。
- ・ その他特定目的基金は51団体（全体の91.7%）が減少。
- ・ 基金合計では55団体（全体の98.2%全団体）が減少。

基金の状況

（単位：百万円）

| | H15 決算 現在高 | H16 決算見込み | | | H17 当初予算 | | | 差引 B - A |
|----|------------------|-----------|--------|----------|----------|--------|----------|-------------|
| | | 積立額 | 取崩額 | 見込額 A | 積立額 | 取崩額 | 見込額 B | |
| 財調 | 55,310 | 11,137 | 14,861 | 51,586 | 668 | 18,299 | 33,955 | 17,631 |
| 減債 | 35,523 | 2,214 | 7,489 | 30,248 | 644 | 9,654 | 21,239 | 9,009 |
| 特目 | 96,537 | 5,439 | 19,201 | 82,775 | 2,030 | 12,281 | 72,524 | 10,251 |
| 合計 | 187,370 | 18,790 | 41,551 | 164,609 | 3,342 | 40,233 | 127,718 | 36,891 |

5 まとめ

税収の大幅増が見込めない厳しい経済情勢の下で、収支不足を基金の取崩しにより補てんする状況が続いているため、今後数年で基金が底をついてしまう恐れがある。一方、扶助費をはじめとした義務的経費は今後とも増加していくことが予想され、このままでは財政構造の硬直化が一層深刻化し、予算編成が非常に困難となることが懸念される状況にある。

また、地方の自主自立的な地方行財政運営の実現のための三位一体の改革（国庫補助負担金の廃止縮減、税源移譲、交付税の抑制）が進められているところである。

平成17年度地方財政計画においては、地方財政計画の歳出を経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（いわゆる「骨太の方針第四弾」）に沿って見直しが行われ、臨時財政対策債を含む地方交付税総額は4.5%と削減されているが、今後もこのような抑制基調が続くことが想定される。

以上のような厳しい状況にあることを踏まえ、現状の一般財源の不足に対応するためだけではなく、今後の地方財政改革に対応していくためにも、歳出面では、予算の執行段階での厳しい節約を行うこと、予算編成にあたっては徹底した行財政改革の推進による歳出の削減や財源の重点配分を進めていくこと、一方、歳入面では、税の徴収率の向上、使用料・手数料の適正化等自主財源の確保に努めていることによって、財政体質の健全化を図っていくことが求められている。

用語の解説

総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

暫定予算

予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，新たに地方公共団体が設置された場合，その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間，暫定的なものとして編成される一会計年度中の一定期間に係る予算。

地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- 地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う
- 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，老人保健医療事業，介護保険事業，収益事業，公益質屋事業，農業共済事業，交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業等に係る会計の総称

《歳入》

一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などをいう。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり，94%相当額が普通交付税，6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが，特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

地方譲与税

国税として徴収し，そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて，課税の便宜その他の事情から，徴収事務を国が代行している。具体的には，地方道路譲与税，石油ガス譲与税，自動車重量譲与税等がある。

平成15年度より，三位一体の改革によって，税源移譲として所得譲与税が新設された。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため，平成11年度から全団体に交付される交付金

地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって，その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

減税補てん債

個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために発行される地方債。地方税の振替えとしての性格を持つものであり，一般財源と同様に活用できる。

臨時財政対策債

平成13年度から平成18年度までの間に限り，地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債。地方交付税の振替えとしての性格を持つものであり，一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

義務的経費

職員の給与等の人件費，生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など，地方公共団体の歳出のうち，その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費

投資的経費

道路，橋りょう，公園，学校，公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり，普通建設事業費，災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業

単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業

《基金》

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金